別添

施設基準に係る届出書

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 連絡先  　 　担当者氏名：  　　 電話番号： |  | |  |
| 届出番号 |  |
|  | |
| (届出事項) | | |  |
|  | | |
| [医療観察依存症集団療法] の施設基準に係る届出 | | |
| □　当該届出を行う前６月間において、地方厚生局に対して、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第85条第１項、健康保険法第78条第1項及び高齢者の医療の確保に関する法律第72条第1項の規定に基づく検査等の結果、診療内容又は診療報酬の請求に関し、不正又は不当な行為が認められたことがないこと。（訪問看護事業型指定通院医療機関においては、当該届出を行う前６月間において、地方厚生局に対して、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第85条第1項、健康保険法第94条第1項及び高齢者の医療の確保に関する法律第81条第１項の規定に基づく検査等の結果、指定訪問看護の内容又は訪問看護療養費の請求に関し、不正又は不当な行為が認められたことがないこと。） | | |
|  | | |
| 標記について、上記基準のすべてに適合しているので、別添の様式を添えて届出します。 | | |
|  | | |
|  | | |
| 令和　　　年　　　月　　　日 | | |
|  | | |
| 指定医療機関の所在地及び名称 | | |
|  | | |
| 開設者名 | | |
|  | | |
|  | 東海北陸厚生局長　　殿 | | |  |
| 備考１　［　　］欄には、該当する施設基準の名称を記入すること。 | | | | |
| ２　□には、適合する場合「レ」を記入すること。 | | | | |
| ３　届出書は、１通提出のこと。 | | | | |

様式４－２

医療観察依存症集団療法の施設基準に係る届出書添付書類

１　依存症集団療法イの施設基準

（１）専任の精神科医

|  |  |
| --- | --- |
| 氏名 | 薬物依存症に対する集団療法に係る適切な研修 |
|  | あり　・　なし |

（２）専任の看護師等

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 氏名 | 職種 | 薬物依存症に対する集団  療法に係る適切な研修 |
|  | 看護師　・　作業療法士 | あり　・　なし |

２　依存症集団療法ロの施設基準

（１）ギャンブル依存症に係る専門医療機関

|  |  |
| --- | --- |
| ギャンブル依存症に係る専門医療機関の選定 | あり　・　なし |

（２）専任の精神科医

|  |  |
| --- | --- |
| 氏名 | ギャンブル依存症に対する集団療法に係る適切な研修 |
|  | あり　・　なし |

（３）専任の看護師等

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 氏名 | 職種 | ギャンブル依存症に対する  集団療法に係る適切な研修 |
|  | 看護師　・　作業療法士 | あり　・　なし |

３　依存症集団療法ハの施設基準

（１）専任の精神科医

|  |  |
| --- | --- |
| 氏名 | アルコール依存症に対する集団療法に係る適切な研修 |
|  | あり　・　なし |

（２）専任の看護師等

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 氏名 | 職種 | アルコール依存症に対する  集団療法に係る適切な研修 |
|  | 看護師　・　作業療法士 | あり　・　なし |

［記載上の注意］

１　精神科医及び看護師等について、依存症に対する集団療法に係る適切な

研修を修了していることがわかる書類を添付すること。

２　「２」について届け出る場合は、「依存症専門医療機関及び依存症治療

拠点機関の整備について」（平成29年６月13日障発0613第４号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に規定するギャンブル依存症に係る専門医療機関に選定されていることがわかる書類を添付すること。